

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行及びグループ各社では、コーポレート・ガバナンスを強化し、企業価値の向上を図るためには、経営の透明性を確保し、高い倫理観を持ち、コンプライアンスを重視する企業風土を醸成していくことが最も重要であると認識しております。

この実践に向けて、経営の意思決定をはじめ、あらゆる企業活動の基本方針として「紀陽フィナンシャルグループの誓い」を制定し、当行グループの使命として、総合金融サービスの提供を通じ地域社会の繁栄に貢献することを「お客さま」「株主」「地域社会」に誓うとともに、「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」を制定し、全役職員が、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、共通の倫理観や価値観を持ち、コンプライアンスを重視する企業風土を醸成してまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスに向けた施策

・取締役会の監督機能の充実および意思決定の迅速化

当行は取締役会のほか、取締役頭取の最高協議機関である経営会議を機動的に開催し、経営戦略や経営計画に関する協議を行い、業務執行上の重要案件に対する具体的な対応方針の決定を迅速に行います。

また、取締役会では、法令等遵守委員会およびリスク管理委員会等の各協議機関の報告・答申をもとに業務執行部門に対する監査機能の充実に努めております。

なお、当行の取締役会は、取締役12名で構成されており、うち1名は社外取締役(独立役員に該当)です。

・経営に対する評価の客観性の確保

社外の第三者で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、外部の視点からコンプライアンスに関する客観的な評価や提言を受けることにより、違法経営の徹底とコンプライアンス意識の向上を図っております。

また、経営に関する客観的な助言・提言を頂くために外部の有識者で構成される経営諮問委員会(アドバイザリーボード)を設置しており、経営に対する評価・監視の実効性を高めております。

・監査機能

監査役は、経営の監査機能の中心的な役割を果たしております。また、会計監査人や内部監査部門との連携を密にし、経営全般の実態把握に努めるとともに、業務監査・調査目的のもと、経営会議や各種委員会等重要会議にも幅広く出席し、適正な牽制機能の確保を図っております。

なお、当行の監査役会は、監査役5名で構成されており、うち3名は社外監査役です。

・内部監査機能・リスク管理体制・コンプライアンス体制の強化

当行は、グループ各社の内部監査の統括部署として「業務監査部」を設置し、当行及びグループ各社に対して内部監査を実施しております。また、取締役会は内部監査実施状況のモニタリングを行うことで、内部監査体制の適切性・有効性を検証しております。

リスク管理体制・コンプライアンス体制の強化については、リスク管理を統括する部署として「リスク統括部」を設置し、リスク管理やコンプライアンス部門の独立性を確保するとともに、統合リスク管理の体制構築による、より高度な体制の整備に努めております。

・ディスクロージャーの充実

当行では、経営の透明性向上を図るため、重要情報の適時的確な開示に努めるとともに、情報公開方法の多様化のためホームページの積極的な活用や各種ディスクロージャー誌の充実を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,977,400	2.69
紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会	1,675,359	2.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,384,400	1.88
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,200,006	1.63
株式会社湊組	1,041,165	1.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	861,100	1.17
株式会社島精機製作所	839,624	1.14
ザチエース マンハッタンバンク エヌエイ ロンドン エスエル オムニバス アカウント	821,895	1.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	793,600	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	785,400	1.07

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
水野八朗	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水野八朗	○	現職の弁護士。なお、当該社外取締役を独立役員に選任している。	弁護士としての豊富な経験と見識を有しており、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進について指導いただくため。なお、当該社外取締役と当行の間には、過去から顧問契約等の契約関係はなく、また当該取締役の株主との利益相反のおそれのない、独立した立場からの監督を行い得る社外取締役であり、独立役員に指定することについて、適任と判断するもの。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役員の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は会計監査人と定期的な会合をもち、会計監査人による監査計画や監査重点項目について協議するなど緊密な連携を図っております。
 また、必要に応じて会計監査人の往査や監査講評に立ち会うほか、会計監査人の監査実施状況について報告を求めるとしております。
 当行の内部監査部門である業務監査部は、被監査部門である企画・推進部門およびリスク管理、コンプライアンス、総務、事務管理部門とは独立した組織であり、実施した監査結果については監査役会に報告するなど、監査役会と内部監査部門とは連携を密にしております。
 また、監査役会は、必要に応じ特定事項に関する監査の実施を求められることができることとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松川雅典	弁護士													
増尾穰	他の会社の出身者													
大平勝之	その他													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松川雅典		現職の弁護士	弁護士としての知識・経験を活かし、経営判断原則、取締役としての忠実義務等コンプライアンス面から経営に対する監督機能を充実させるため。
増尾穰		元 上場企業の取締役(10年間)	他業種企業の経営者としての知識と経験、および経理部門長としての財務・会計に関する知見を活かし、経営に対する監督機能を充実させるため。
大平勝之		元 和歌山県信用保証協会理事長	和歌山県知事公室長、同出納長等要職を歴任した経験を活かし、社外の客観的な立場から

監督することができるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 その他

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の一部を業績連動による報酬部分としております。また、役員の退職慰労金制度は廃止しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に全取締役の報酬の総額開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、取締役会の決議により決定しております。報酬の決定に関する方針については、役位などによる固定報酬部分と、取締役会で予め定めた経営指標の達成率や担当部門別の業績により決定される業績連動報酬部分の合計額をベースとし、さらに、経営内容・経済情勢などを勘案のうえ決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会および経営会議の開催にあたり、事前に付議資料の配布を行ったうえで、要請があれば、随時、説明・報告を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状の体制の概要

当行は監査役会設置会社形態を採用しております。また、社外取締役(1名、独立役員)ならびに社外監査役(3名)が選任されており、経営の客観性および中立性の確保に努めております。社外取締役(独立役員)と監査役会(監査役5名、うち社外監査役3名)ならびに内部監査部門が連携することにより、監査役会の機能を有効に活用しながら監査役に係る権限・体制面での不備を補い、経営に関する監督機能の強化を図っております。

(2) 各種委員会

・法令等遵守委員会

遵法経営の徹底と行内における法令等遵守意識の向上をより進めていくために、コンプライアンス・プログラムの制定等にかかる協議を行っております。

・リスク管理委員会

当行グループ全体のリスク管理の観点から各種リスク管理体制を総合的に把握・認識し、適切な対応策を協議のうえ、取締役会への答申・報告を行っております。

また、リスク管理部門および業務執行部門に対する牽制を行い、リスクの種類、程度に応じたリスク管理体制が適切かつ有効に機能しているかチェックを行っております。

・コンプライアンス委員会

社外の有識者を中心として構成し、グループ各社があらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ正直な事業活動を遂行するため、コンプライアンスに関する取り組みについて客観的な評価を得ながら、協議を行っております。

なお、社外取締役(独立役員)が同委員会の委員長を務めております。

・経営諮問委員会(アドバイザリーボード)

社外の有識者3名を構成員とし、経営に対する客観的な評価と助言を得ております。

・ALM戦略委員会

当行及び関連会社の経営資源の最適配分を目的に、リスクとリターン観点から、資産及び負債に関する各種ポートフォリオの運営管理等に関する協議を行っております。

(3) 監査役機能強化に関する取組状況

・監査役監査の機能を円滑に発揮するため、監査役室に専任者を配置しております。

・監査役は会計監査人と定期的な会合をもち、監査計画について協議する等、緊密な連携を図っております。

・当行の社外監査役3名は、法律専門家である社外監査役1名、財務・会計に関する知見を有する社外監査役1名、地元の社会状況・経済状況に通じた社外監査役1名で構成されており、当行が金融機関として株主・投資家の信頼を確保するために、公正中立な立場から助言・指導を得ております。

(4) 会計監査人の状況

当行は有限責任あずさ監査法人との監査契約を締結しております。当行の会計監査業務を執行した当該監査法人に所属する公認会計士の氏名は以下のとおりです。

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 新田東平

指定有限責任社員 業務執行社員 奥田賢

指定有限責任社員 業務執行社員 梅津 広

(5) 責任限定契約(会社法第427条第1項に規程する契約)の締結

当行と社外取締役並びに社外監査役との間で、社外取締役並びに社外監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現時点においては、取締役会および監査役会を中心とした枠組みによって、コーポレート・ガバナンスを強化していくことが望ましいと判断しております。また、社外取締役(1名、独立役員)ならびに社外監査役(3名)を選任しており、経営の客観性および中立性については確保されているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法(インターネット)による議決権行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家さまには、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にあナリスト・機関投資家向けにIR説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR説明会資料および動画をホームページに掲載しております。また、決算短信等決算情報、適時開示資料、その他プレスリリース資料、ディスクロージャー誌等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部に担当者(兼務)を配置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業の基本方針として「紀陽フィナンシャルグループの誓い」を規程化し、地域総合金融グループとしての使命を果たし、ステークホルダーから信頼される企業になりうることを宣誓しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域金融機関として地域社会に貢献するために環境保全活動やCSR活動に積極的に取り組んでおります。和歌山県「企業の森」事業や熊野古道参詣道の道普請活動への参加に加えて、各営業店ではそれぞれの地域ごとに清掃活動などの地域貢献活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「紀陽フィナンシャルグループの誓い」の中で、「透明性のある経営に徹し、株主・投資家等に対して経営情報を公正かつ適時適切に公開すること」を規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 内部統制システム構築の基本方針

- (a) 当行及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当行及びグループ会社の全役員による法令・定款の遵守を徹底するため、次の措置をとる。
- イ) 「紀陽フィナンシャルグループの誓い」「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」「紀陽フィナンシャルグループ役員行動規範」に基づき、紀陽フィナンシャルグループのコンプライアンスの取り組みについて、当行及びグループ会社の全役員への浸透を図る。
 - ロ) 当行の「法令等遵守規程」に基づき、紀陽フィナンシャルグループの法令等遵守に関する重要な事項を協議するため、原則毎月、「法令等遵守委員会」を開催する。
 - ハ) 当行の各部門におけるコンプライアンスの取り組みを徹底するため、法令等遵守責任者を配置する。
- 二) 「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」において「地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。」と定め、反社会的勢力に対しては「反社会的勢力等対応規程」において、組織としての対応方針を明確にする。
- ホ) 当行は、法令違反や不正行為などのコンプライアンス違反の発生またはその恐れのある行為等を早期に発見し是正するため、当行及びグループ会社の役員が不利な取扱いを受けることなく通報できる内部通報制度「相談・通知制度」を運用する。
- (b) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制整備のため、文書管理に関する規程を定め、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
- (c) 当行及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当行及びグループ会社の適切なリスク管理体制の整備のために次の措置をとる。
- イ) 当行が管理すべきリスクを明らかにし、多様なリスクを一元的に管理運営するため、「リスク管理規程」を策定する。
 - ロ) 当行グループ全体のリスクを総合的に把握、認識し、適切な対応策を協議するとともに、リスク管理体制が適切かつ有効に機能しているかをチェックするため、リスク管理委員会を設置する。
 - ハ) 緊急事態の発生に伴う混乱を回避し、当行及びグループ会社の役員、顧客等来訪者の安全並びに営業の継続を確保することを目的として、緊急事態が発生した場合の基本的な対策である「緊急時対策基本規程」を定める。
- (d) 当行及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当行及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。
- イ) 当行は、当行及びグループ会社の役員職務の執行が効率的になされるよう、当行及びグループ会社がそれぞれの職務分掌及び職務権限規程等の組織規程を定める等の体制を構築する。
 - ロ) 当行の各部門間の有効な連携、相互牽制の確保のため、重要事項について協議する経営会議、各種委員会等の有効な活用を行う。
 - ハ) 当行の取締役会は、全行的な目標として中期経営計画及び年度事業計画を策定するとともに、その進捗状況について報告を受ける。
- (e) 当行及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当行は、紀陽フィナンシャルグループの中核会社として、当行及びグループ会社が業務の適正を確保するための体制整備のため、上記(a)、(c)及び(d)に記載の措置に加え、次の措置をとる。
- イ) 紀陽フィナンシャルグループのコンプライアンス並びにリスク管理に関する規程等について、当行及びグループ会社への浸透を図る。
 - ロ) 当行は、グループ会社の運営管理に関する基本的な事項として、「関連会社管理規程」を定め、グループ会社に対する適切な管理・指導等を行う。
 - ハ) グループ会社は、「関連会社管理規程」に基づき、必要な事項について、当行に都度協議または報告を行う。
- 二) 当行内部監査部門は、グループ会社の業務の適正を確保するとともに、当行とグループ会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、定期的にグループ会社の監査を実施する。
- (f) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当行の監査役より、その職務を補助するため使用人の配置の要請があった場合には、必要な人員を速やかに配置する。
- (g) 当行の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性を確保するため、次の措置をとる。
- イ) 当該使用人は当行の取締役の指揮命令を受けず、当該使用人への指揮命令権は当行の監査役に属するものとする。
 - ロ) 当該使用人の人事考課等については当行の監査役が行い、人事異動については当行の監査役の同意を必要とする。
- (h) 当行の監査役への報告に関する体制、及び当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当行の監査役に報告するための体制ならびに、当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。
- イ) 当行及びグループ会社の役員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当行の監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。
 - ロ) 当行及びグループ会社の役員は、当行の監査役から担当部門の業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。
 - ハ) 「監査役又は監査役会に対する報告に関する規程」において、当行及びグループ会社の役員が当行の監査役に対して直接報告できることを定めるとともに、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いの禁止を明記する。また、当該報告を行った者が不利益を被ることのないことを当行及びグループ会社の役員に周知徹底する。
 - 二) 当行の内部通報制度の所管部署は、当行及びグループ会社の役員からの内部通報のうち重要事項を当行の監査役へ報告する。
- (i) 当行の監査役を補助する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、当行の監査役の職務の執行に伴い生ずる費用(弁護士等の外部の専門家の費用を含む)又は債務について、監査役の請求等に従い、速やかに適切な処理を行う。

(j)その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。

- イ) 当行の役職員は監査役監査に対する理解を深め、監査環境の整備に努める。
- ロ) 当行の監査役は定期的に取締役頭取と会合を持ち、重要課題等についての意見交換及び必要と判断される事項についての要請を行う。
- ハ) 当行の監査役は取締役会、経営会議等その他重要な会議への出席、内部監査部門・会計監査人との連携を通じ、実効的な監査業務を遂行する。
- ニ) 当行の監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の外部の専門家の助言を受けることができる。

(2)内部統制システムの構築の整備状況

金融機関として、健全な業務運営の礎である、コンプライアンス体制・リスク管理体制の強化については、従来、経営の最優先課題として取り組んでおり、上記内部統制システムの構築に記載している組織体制・ルール(規程)等については、既に体制整備されております。今後は、その実効性の確保、より高度な管理体制の構築に向けて、不断の努力を行ってまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・反社会的な勢力に対しては、紀陽フィナンシャルグループ行動憲章において、「地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底します」と定めております。
- ・紀陽フィナンシャルグループの全役職員には、上記の行動憲章にもとづき、反社会的勢力に対しては、関係当局とも連携しながら毅然とした態度で臨み、統括部署をもうけ、情報管理の一元管理や各部署への指導を行ってまいります。
- ・上記の「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」は当行ホームページに掲載しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

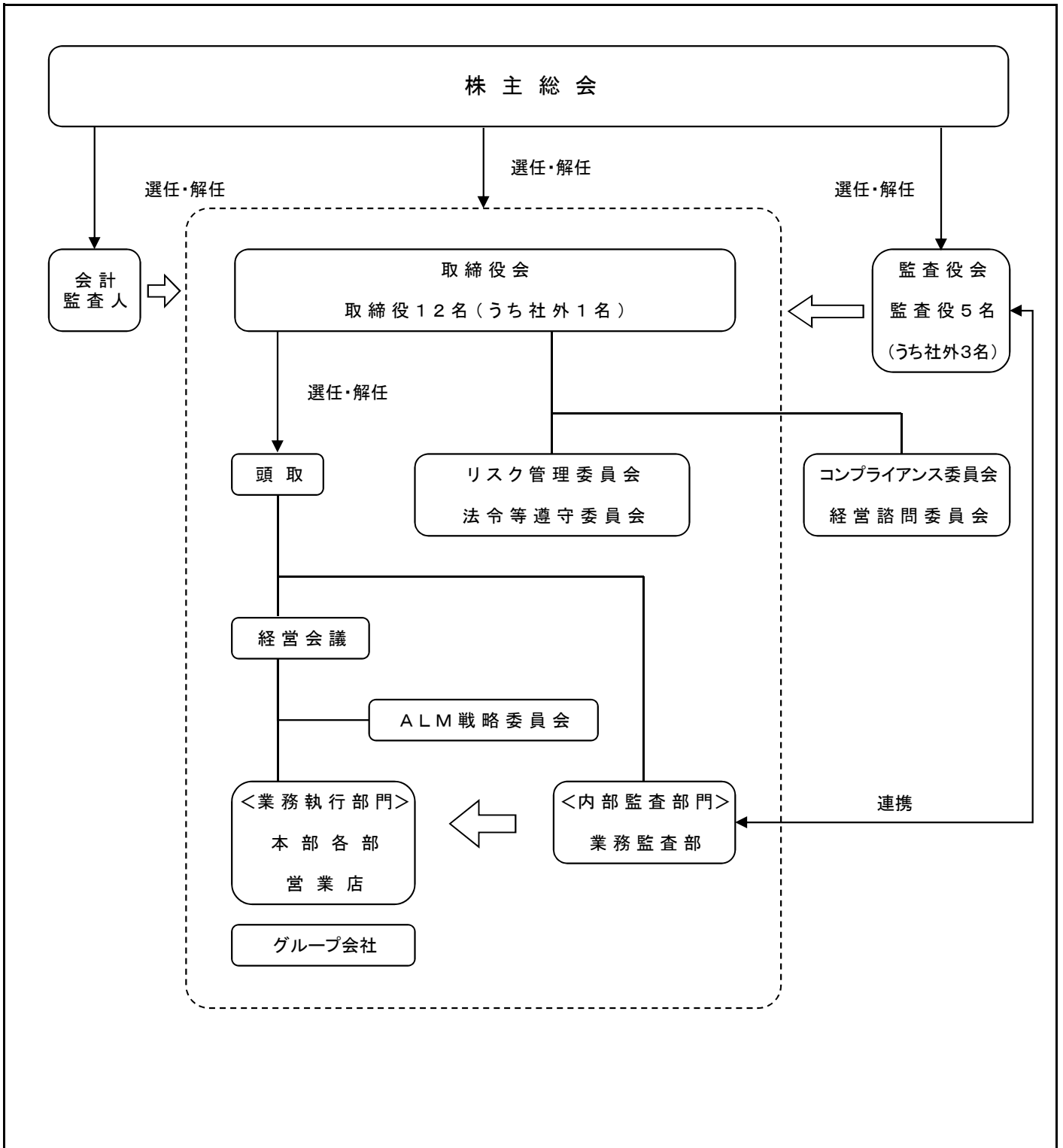
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<適時開示体制の概要>

- (1) 当行では、会社情報の適時開示に係る担当部署を以下の通りとし、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底しております。
- ・情報取扱責任者
経営企画本部長が担当し、情報の重要性の判断、適時開示規則に定められた適時開示情報に該当するか否かの検討、開示までの情報の管理、適時開示実務の監視・チェック等を行います。
 - ・経営企画部(企画・ALM担当及び主計担当)
当行並びにそのグループ各社における情報の集約・管理及び会社情報の適時開示に係る実務を担当します。また、適時開示規則の改定などに常に注意しつつ、開示基準の変更や適時開示規則の改定などが有り次第、速やかに情報取扱責任者への報告及びグループ各社への周知徹底を行います。なお、適時開示を行うかどうかの判断等を情報取扱責任者が行う場合の補佐も行います。
 - ・リスク統括部(法務・コンプライアンス担当)
法務面及びコンプライアンス体制の統括等を行っており、リーガルチェックなどを行います。
- (2) 当行ならびにグループ各社における会社情報について適時開示を行います。
- ・決算情報
取締役会等の承認を得て確定したのち、適時開示を行っております。(情報取扱責任者は適正に開示されているかをチェックします。)なお、決算情報については、適時開示を行うとともに、遅滞なく当行のホームページに掲載しております。
 - ・決定事項
起案部署は、取締役会等に付議する案件につき、経営企画部が作成した適時開示基準を基に「情報の重要性の判断」、「適時開示規則に定められた適時開示情報に該当するか否かの検討」、「開示までの情報の管理」などを、事前に経営企画部並びにリスク統括部と協議し、経営企画部は、情報取扱責任者の了解を得て、その取扱いについての方針を決定します。
取締役会等の承認により付議内容が確定したのち、経営企画部より、速やかに適時開示を行い、情報取扱責任者は適切に開示されているかをチェックします。
 - ・発生事実
各所轄部署は、入手した情報につき、経営企画部が作成した適時開示基準を基に、「情報の重要性の判断」、「適時開示規則に定められた適時開示情報に該当するか否かの検討」、「開示までの情報の管理」などを、経営企画部並びにリスク統括部と協議し、経営企画部は、情報取扱責任者の了解を得て、その取扱いについての方針を決定します。
決定後、経営企画部より、速やかに適時開示を行い、情報取扱責任者は適切に開示されているかをチェックします。なお、重要性が高いと判断される事案については、適時開示を行うとともに、遅滞なく当行のホームページに掲載するとともに、適宜記者会見なども行っております。

【コーポレートガバナンス体制】

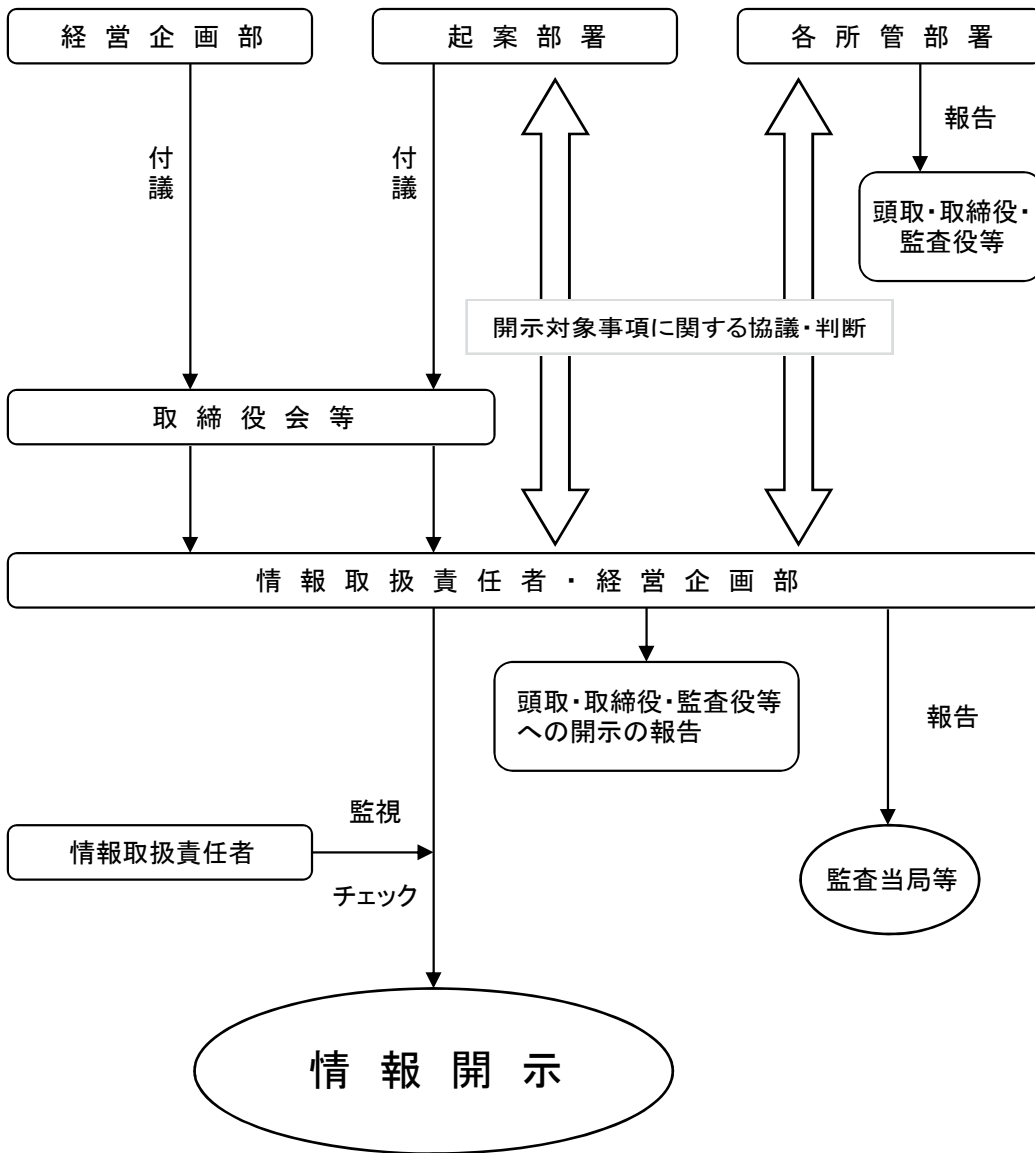


当行の組織体制

< 決算情報 >

< 決定事実 >

< 発生事実 >



監査役によるモニタリング